

3.2.9 文化財等の状況

1) 指定・登録文化財

調査区域において、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例に基づく指定文化財は存在しません。また、横浜市文化財保護条例に基づく指定文化財も存在しませんが、同条例に基づく登録文化財、歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物が存在します。調査区域における登録文化財等の状況は、表 3.2-20(1)～(2)及び図 3.2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域の北西側に位置する神奈川本町付近は、江戸時代には東海道の神奈川宿として栄え、横浜港開港時には各国の領事館が設置されたことから、調査区域においては、これに関連する文化財が点在しています。

表 3.2-20(1) 登録文化財等の状況

【市登録文化財】

種類	No.	名称	所在地	指定年月日
史跡	1	望欣台の碑	神奈川区高島台5-2	平成 2年11月 1日
	2	鶴亀橋跡	神奈川区三ツ沢下町30	平成 3年11月 1日
	3	弁玉歌碑	神奈川区高島台5-2	平成 4年11月 1日
	4	神奈川の大井戸	神奈川区幸ヶ谷10-6	平成 5年11月 1日
	5	イギリス領事館跡	神奈川区幸ヶ谷17-5 浄瀧寺	平成11年11月 1日
	6	アメリカ領事館跡	神奈川区高島台1-2 本覚寺	平成11年11月 1日
	7	フランス領事館跡	神奈川区神奈川本町18-2 慶運寺	平成11年11月 1日
	8	オランダ領事館跡	神奈川区新町16	平成11年11月 1日

注) 表中のNo. は図 3.2-16に対応します。

資料：「市域文化財一覧」（横浜市教育委員会ホームページ、平成28年4月閲覧）

「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会、平成16年3月）

表 3.2-20(2) 登録文化財等の状況

【市認定歴史的建造物】

No.	名称	所在地	建築年	認定年度
9	二代目横浜駅基礎等遺構	西区高島2-1-1	大正3(1914)年ほか	平成18年度

注) 表中のNo. は図 3.2-16に対応します。

資料：「歴史を生かしたまちづくり認定歴史的建造物一覧」

（横浜市都市整備局ホームページ、平成28年4月閲覧）

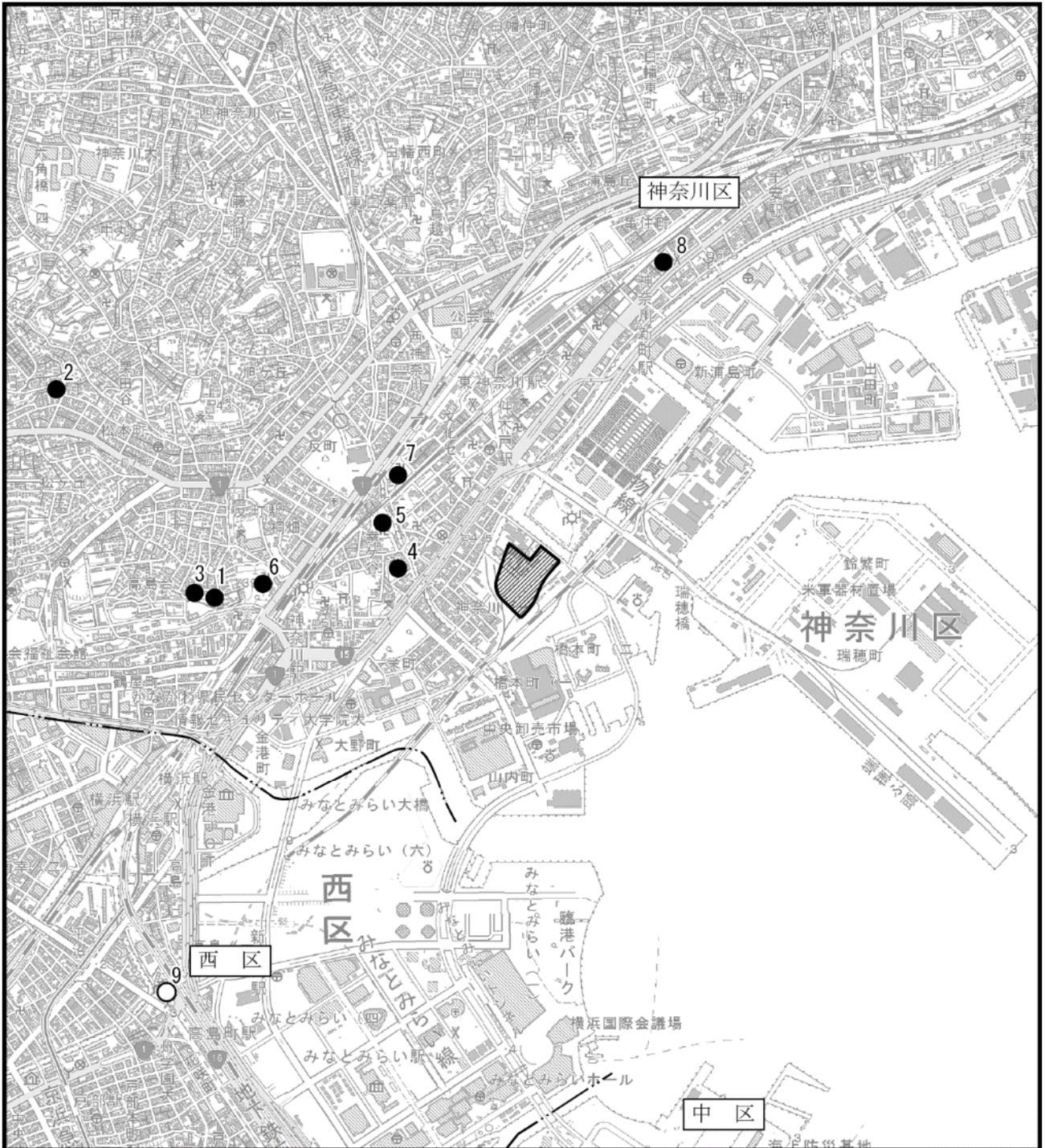


図 3.2-16 登録文化財等の状況

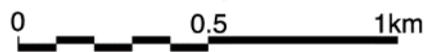
凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 界
-  : 市登録文化財
-  : 市認定歴史的建造物

資料：「市域文化財一覧」
 (横浜市教育委員会ホームページ、平成28年4月閲覧)
 「歴史を生かしたまちづくり認定歴史的建造物一覧」
 (横浜市都市整備局ホームページ、平成28年4月閲覧)



1:20,000



2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-21 及び図 3.2-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、かつて海防砲台が構築された近代遺跡の神奈川台場跡があります。

表 3.2-21 埋蔵文化財包蔵地の状況

区	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
神奈川 区	1	中丸15付近	散布地	宅地	台地上	縄文	破壊
	2	斉藤分町41付近	貝塚	宅地	台地上	縄文(後期)	史ヶ丘貝塚、破壊
	3	白幡西町65付近	貝塚	畑地・雑木林	台地斜面	縄文(早期)	白幡西貝塚、昭和35年調査
	4	白幡東町3-10-8外	集落跡	宅地	台地斜面	縄文(前記)・古代・中世	白幡浦島丘遺跡、平成13, 14年調査、住居跡(縄文・奈良～平安)
	5	浦島丘16付近	散布地	宅地・畑地	台地上	(不明)	浦島小学校横
	6	浦島丘48付近	包含地	宅地	台地斜面	弥生(後期)	浦島ヶ丘遺跡、昭和29年調査、破壊
	7	入江一丁目14付近	包含地	宅地	低台地斜面	縄文(早・前・中期)	溝ノ下遺跡、破壊
	8	栗田谷52付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	縄文(中期)	(未調査)
	9	桐畑17-1付近	貝塚・散布地	学校	台地上	縄文・弥生(後期)	青木町貝塚、青木小学校敷地内、破壊
	10	高島台1付近	城跡	寺	台地上	室町?	青木城(本覚寺付近)、破壊
	11	幸ヶ谷5-1付近	城跡	公園	台地上	室町?	権現山砦(幸ヶ谷公園付近)、破壊
	12	台町42付近	散布地	宅地	台地上・斜面	弥生	破壊
	13	神奈川一丁目17-3他	台場跡	鉄道用地ほか	幕末期埋立	近世・近代(幕末期～明治期)	神奈川台場跡

注) 表中のNo. は図 3.2-17に対応します。

資料: 「横浜市文化財地図」(横浜市教育委員会、平成16年3月)

「横浜市近代遺跡分布地図」(横浜市教育委員会、平成22年9月)

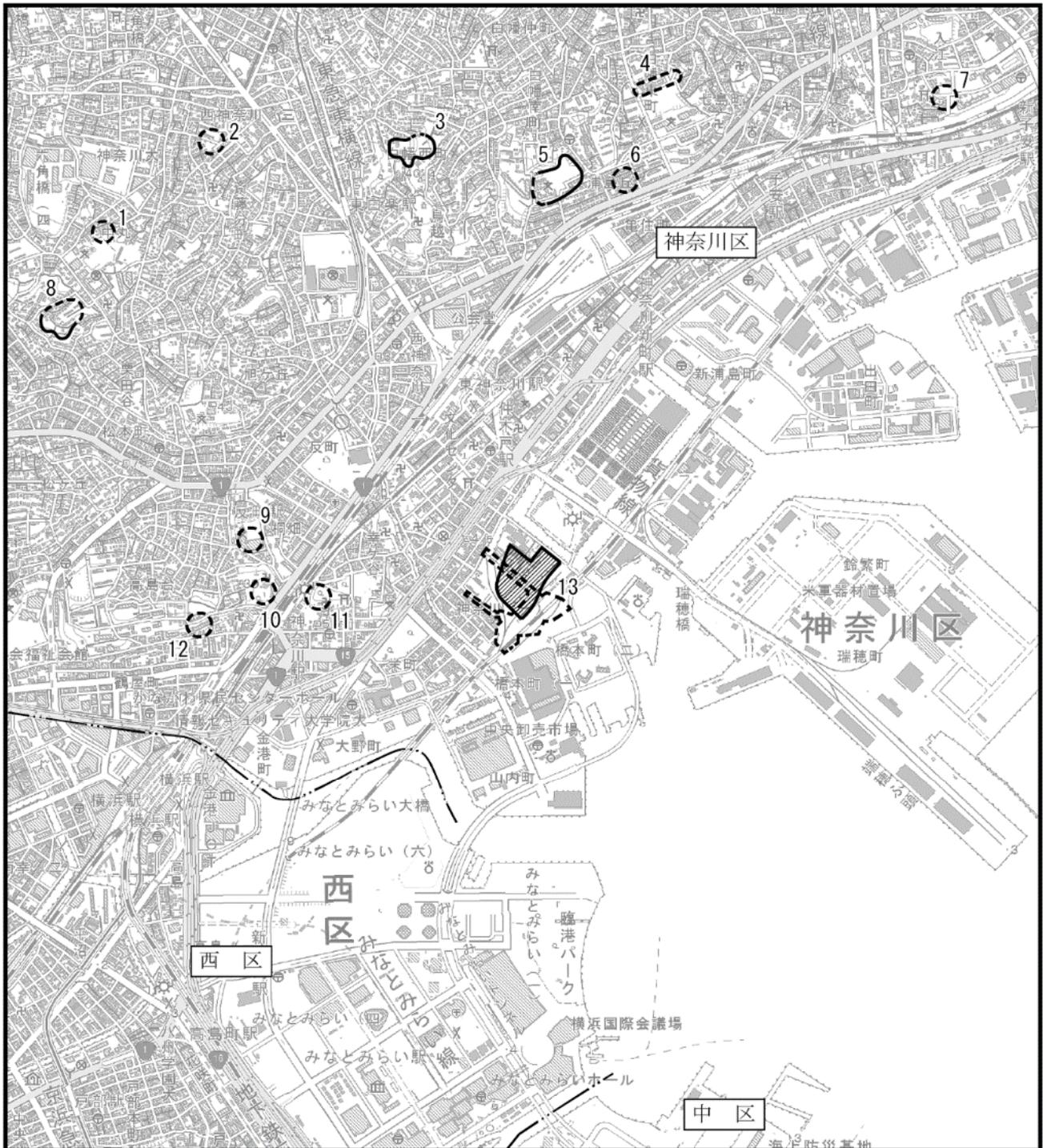
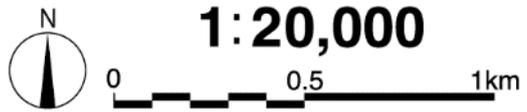


図 3.2-17 埋蔵文化財包蔵地の状況

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 界
-  : 埋蔵文化財包蔵地



資料：「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会、平成16年3月）
 「横浜市近代遺跡分布地図」（横浜市教育委員会、平成22年9月）

3.2.10 公害等の状況

1) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における平成26年度の公害苦情の発生状況は、表3.2-22に示すとおりです。

横浜市における公害苦情総数は1,338件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の473件、次に大気汚染の312件、悪臭の294件となっています。神奈川区における公害苦情総数は107件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の36件、次に悪臭の24件となっています。西区における公害苦情総数は34件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の17件であり、次に大気汚染の7件となっています。

表 3.2-22 公害苦情の発生状況件数（平成26年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,338	312	96	1	473	160	1	294	1
神奈川区	107	23	7	—	36	16	1	24	—
西区	34	7	—	—	17	6	0	4	—

資料：「第94回横浜市統計書」（横浜市政策局ホームページ、平成28年4月閲覧）

2) 大気汚染の状況

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局（神奈川区総合庁舎、西区平沼小学校）及び自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）の位置は、図3.2-18に示すとおりです。各測定局の測定結果は、表3.2-23～表3.2-27に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域北西約700mの神奈川区総合庁舎です。

平成26年度の測定において、二酸化硫黄は測定が実施されている神奈川区総合庁舎及び西区平沼小学校の2測定局で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は測定が実施されている3測定局で環境基準に適合しています。一酸化炭素は、西区浅間下交差点の1測定局で測定されており、平成26年度の測定結果は環境基準に適合しています。光化学オキシダントに関しては、測定が実施されている2測定局で環境基準に適合していません。

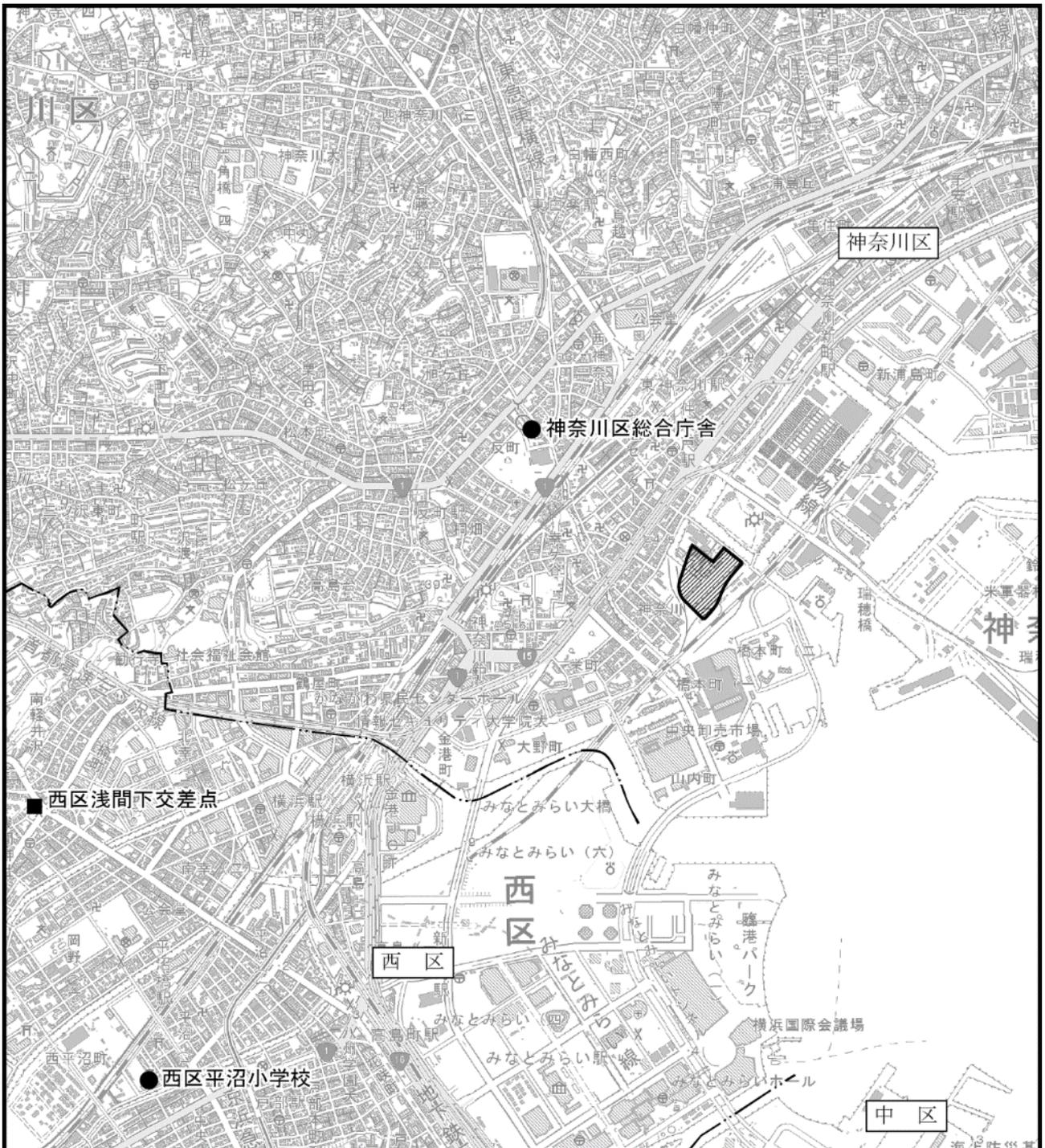


図 3.2-18 大気汚染測定局位置図

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 界
-  : 一般環境大気測定局
-  : 自動車排出ガス測定局

資料：「大気汚染常時監視局の配置図」
 (横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)



1:20,000

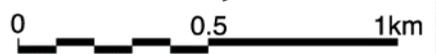


表 3.2-23 大気質測定結果（二酸化硫黄¹⁴）

【一般環境大気測定局】

年度	神奈川県総合庁舎							
	年平均値	日平均値 の2% 除外値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数	適合○ 不適合×	2日連続超 過の 有無	長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	適合○ 不適合×
			時間	日	日			
ppm	ppm	時間	日		日			
平成22年度	0.006	0.012	0	0	○	無	0	○
平成23年度	0.006	0.011	0	0	○	無	0	○
平成24年度	0.003	0.009	0	0	○	無	0	○
平成25年度	0.003	0.009	0	0	○	無	0	○
平成26年度	0.003	0.008	0	0	○	無	0	○

年度	西区平沼小学校							
	年平均値	日平均値 の2% 除外値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数	適合○ 不適合×	2日連続超 過の 有無	長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	適合○ 不適合×
			時間	日	日			
ppm	ppm	時間	日		日			
平成22年度	0.004	0.008	0	0	○	無	0	○
平成23年度	0.004	0.009	0	0	○	無	0	○
平成24年度	0.003	0.008	0	0	○	無	0	○
平成25年度	0.002	0.005	0	0	○	無	0	○
平成26年度	0.002	0.005	0	0	○	無	0	○

注) 二酸化硫黄の環境基準による評価は長期的評価により行いますが、短期的に評価する場合の考え方も示されています。

短期的評価：1年間に得られたすべての1時間値が0.1ppm以下、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること。

長期的評価：日平均値が0.04ppmを超えた日数が1年間で2%(有効測定日数が365日の場合は7日)以内であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

資料：「環境基準適合状況(表)」(横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)

¹⁴ 二酸化硫黄(SO₂)：石炭や石油などの燃焼時に発生します。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出します。主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。1960～70年代に日本各地で高濃度の汚染が発生しましたが、大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出規制などが図られ、1980年代には全国的に環境基準を達成するまでに改善しています。呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。

表 3.2-24 大気質測定結果（二酸化窒素¹⁵）

【一般環境大気測定局】

年度	神奈川県総合庁舎				
	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	98%値評価	
				98%値評価に よる日平均値 が0.06ppmを 超えた日数	適合○ 不適合×
ppm	ppm	日	日		
平成22年度	0.019	0.038	0	0	○
平成23年度	0.017	0.035	0	0	○
平成24年度	0.019	0.040	0	0	○
平成25年度	0.018	0.037	0	0	○
平成26年度	0.018	0.036	0	0	○

年度	西区平沼小学校				
	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	98%値評価	
				98%値評価に よる日平均値 が0.06ppmを 超えた日数	適合○ 不適合×
ppm	ppm	日	日		
平成22年度	0.021	0.044	0	0	○
平成23年度	0.020	0.044	0	0	○
平成24年度	0.021	0.045	0	0	○
平成25年度	0.018	0.036	0	0	○
平成26年度	0.018	0.038	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

年度	西区浅間下交差点				
	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	98%値評価	
				98%値評価に よる日平均値 が0.06ppmを 超えた日数	適合○ 不適合×
ppm	ppm	日	日		
平成22年度	0.030	0.048	2	0	○
平成23年度	0.031	0.049	0	0	○
平成24年度	0.028	0.047	0	0	○
平成25年度	0.027	0.043	0	0	○
平成26年度	0.026	0.041	0	0	○

注) 二酸化窒素の環境基準による評価は、98%値評価で行います。

98%値評価：日平均値が0.06ppmを超えた日数が1年間で2%(有効測定日数が365日の場合は7日)以内であること。

資料：「環境基準適合状況(表)」(横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)

¹⁵ 二酸化窒素(NO₂)：発生源はボイラーや自動車のような燃焼過程のほか、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。二酸化窒素そのものが大気汚染物質ですが、「光化学オキシダント」の原因物質でもあります。高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られています。

表 3.2-25 大気質測定結果（一酸化炭素¹⁶⁾）

【自動車排出ガス測定局】

年度	西区浅間下交差点							
	年平均値	日平均値 の2% 除外値	短期的評価			長期的評価		
			8時間値 が20ppm を超えた 回数	日平均値 が10ppm を超えた 日数	適合○ 不適合×	2日連続 超過の 有無	長期的評価 による 日平均値 が10ppmを 超えた 日数	適合○ 不適合×
			回	日			日	
ppm	ppm							
平成22年度	0.7	1.3	0	0	○	無	0	○
平成23年度	0.6	1.1	0	0	○	無	0	○
平成24年度	0.6	1.2	0	0	○	無	0	○
平成25年度	0.6	1.2	0	0	○	無	0	○
平成26年度	0.8	1.3	0	0	○	無	0	○

注) 一酸化炭素の環境基準による評価は長期的評価により行いますが、短期的に評価する場合の考え方も示されています。

短期的評価：1年間に得られたすべての8時間平均値が20ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppm以下であること。

長期的評価：日平均値が10ppmを超えた日数が1年間で2%（有効測定日数が365日の場合は7日）以内であり、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

資料：「環境基準適合状況（表）」（横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧）

¹⁶⁾ 一酸化炭素(CO)：一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成します。環境中の主要な発生源は自動車排出ガスで、この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生します。人体に影響を生じさせない汚染レベルとして、1970年2月に環境基準が定められています。これを上回る高濃度の汚染に曝されると、中毒症状として、頭痛、めまいから始まり、意識障害、さらには死亡に至ることもあります。

表 3.2-26 大気質測定結果（浮遊粒子状物質¹⁷）

【一般環境大気測定局】

年度	神奈川県総合庁舎							
	年平均値	日平均値の2%除外値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	適合 ○ 不適合 ×	2日連続超過の有無	長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	適合 ○ 不適合 ×
mg/m ³	mg/m ³	時間	日			日		
平成22年度	0.024	0.056	0	0	○	無	0	○
平成23年度	0.025	0.051	0	0	○	無	0	○
平成24年度	0.023	0.053	1	0	×	無	0	○
平成25年度	0.026	0.067	0	0	○	無	0	○
平成26年度	0.022	0.058	0	0	○	無	0	○

年度	西区平沼小学校							
	年平均値	日平均値の2%除外値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	適合 ○ 不適合 ×	2日連続超過の有無	長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	適合 ○ 不適合 ×
mg/m ³	mg/m ³	時間	日			日		
平成22年度	0.028	0.069	1	1	×	無	0	○
平成23年度	0.027	0.059	1	0	×	無	0	○
平成24年度	0.023	0.056	0	0	○	無	0	○
平成25年度	0.027	0.066	0	1	×	無	0	○
平成26年度	0.027	0.067	0	0	○	無	0	○

【自動車排出ガス測定局】

年度	西区浅間下交差点							
	年平均値	日平均値の2%除外値	短期的評価			長期的評価		
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	適合 ○ 不適合 ×	2日連続超過の有無	長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	適合 ○ 不適合 ×
mg/m ³	mg/m ³	時間	日			日		
平成22年度	0.026	0.066	1	1	×	無	0	○
平成23年度	0.027	0.057	0	0	○	無	0	○
平成24年度	0.025	0.057	0	0	○	無	0	○
平成25年度	0.027	0.069	0	1	×	無	0	○
平成26年度	0.027	0.064	0	0	○	無	0	○

注) 浮遊粒子状物質の環境基準による評価は長期的評価により行いますが、短期的に評価する場合の考え方も示されています。

短期的評価：1年間に得られたすべての1時間値が0.20mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること。

長期的評価：日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が1年間で2%(有効測定日数が365日の場合は7日)以内であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

資料：「環境基準適合状況(表)」(横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)

¹⁷ 浮遊粒子状物質(SPM)：大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基準では、粒径10μm(1μmは1mmの千分の一)以下のものと定義しています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあります。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。近年、大気汚染状況は改善されています。

表 3.2-27 大気質測定結果（光化学オキシダント¹⁸）

【一般環境大気測定局】

年度	神奈川区総合庁舎				
	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた 時間数	昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の日数	適合○ 不適合×
	ppm	ppm	時間	日	
平成22年度	0.026	0.042	319	3	×
平成23年度	0.024	0.038	217	0	×
平成24年度	0.025	0.039	251	2	×
平成25年度	0.028	0.044	418	6	×
平成26年度	0.028	0.043	365	2	×

年度	西区平沼小学校				
	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値	昼間の 時間値が 0.06ppmを 超えた 時間数	昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の日数	適合○ 不適合×
	ppm	ppm	時間	日	
平成22年度	0.028	0.045	362	5	×
平成23年度	0.025	0.039	245	1	×
平成24年度	0.028	0.044	289	2	×
平成25年度	0.032	0.048	447	7	×
平成26年度	0.029	0.045	397	2	×

注) 光化学オキシダントの環境基準による評価は、以下のとおりです。

評価：1年間の昼間（5時～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「環境基準適合状況（表）」（横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧）

¹⁸ 光化学オキシダント（O_x）：「光化学スモッグ」の原因となる大気中の酸化性物質の総称です。工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物（NO_x）と揮発性有機化合物（VOC）は、太陽光線に含まれる紫外線を受けて「光化学反応」を起こして変質し、オゾンを主成分とする酸化性物質が二次的に生成されます。一般にこれらの大気中の酸化性物質のことを総称して「オキシダント」と呼びます。

横浜市では、環境基本法に基づき告示された「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）に示された環境基準に従い、平成23年度から順次測定体制を整備しています。

対象事業実施区域周辺において、平成26年度は一般環境大気測定局の神奈川区総合庁舎及び自動車排出ガス測定局の西区浅間下交差点の2測定局で測定が行われています。各測定局の測定結果は、表3.2-28に示すとおりです。

平成26年度の測定において、微小粒子状物質は、2測定局ともに環境基準に適合していません。

表 3.2-28 大気質測定結果（微小粒子状物質（PM_{2.5}）¹⁹）

【一般環境大気測定局】

年度	神奈川区総合庁舎			
	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	適合○ 不適合×
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	
平成24年度	—	—	—	—
平成25年度	—	—	—	—
平成26年度	15.2	37.8	10	×

【自動車排出ガス測定局】

年度	西区浅間下交差点			
	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	適合○ 不適合×
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	
平成24年度	15.2	33.0	5	×
平成25年度	16.9	45.8	20	×
平成26年度	16.4	40.8	11	×

注1) 表中の「—」は測定のなかったことを示します。

注2) 微小粒子状物質の環境基準による評価は、年平均値の評価と98%値評価の併用で行います。

評価：年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が1年間で2%(有効測定日数が365日の場合は7日)以内であること。

資料：「環境基準適合状況（表）」（横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧）

¹⁹ 微小粒子状物質(PM_{2.5})：大気中に浮遊している直径が2.5 μm 以下の超微粒子であり、大気汚染の原因物質の一つ。浮遊粒子状物質と比較して、粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺泡など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられています。物の燃焼などによって直接排出される場合と、硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)などのガス状大気汚染物質が環境大気中での化学反応等によって粒子化する場合の2通りがあります。人為起源のものだけでなく、土壌や海洋、火山等から発生する自然起源のものもあります。

大気中のダイオキシン類の測定結果は、表 3.2-29 に示すとおりです。

平成 24 年度の測定における西区平沼小学校、平成 25 年度の測定における神奈川県総合庁舎の大気中のダイオキシン類は、環境基準に適合しています。

表 3.2-29 大気質測定結果（大気中のダイオキシン類²⁰）

【一般環境大気測定局】

年度	神奈川県総合庁舎			西区平沼小学校		
	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準	環境基準 適合状況 ○：適合 ×：不適合	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準	環境基準 適合状況 ○：適合 ×：不適合
平成17年度	0.058	複数回の 測定値の 年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	○	0.058	複数回の 測定値の 年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	○
平成18年度	0.046		○	0.044		○
平成19年度	—		—	0.041		○
平成20年度	0.038		○	—		—
平成21年度	—		—	0.033		○
平成22年度	0.025		○	—		—
平成23年度	—		—	—		—
平成24年度	—		—	0.018		○
平成25年度	0.024		○	—		—
平成26年度	—		—	—		—

注1) 表中の「—」は測定のなかったことを示します。

注2) 平成19年度から、市内の測定局を2グループに分けて2年毎、平成21年度からは3グループに分けて3年毎の測定となったため、平成26年度は対象事業実施区域周辺の測定局での測定がありません。

資料：「大気中のダイオキシン類濃度の年間測定結果」
(横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)

²⁰ ダイオキシン類：塩素 (Cl) を含む有機化合物の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン (PCDD)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) に含まれるグループをダイオキシン類と定義しています。ダイオキシン類の中には、ごく微量でも強い毒性を持っているものが存在します。塩素を含む物質を燃やしたときや、化学物質を製造する過程で同時に生成されてしまう副産物あるいは不純物などとして発生します。

3) 水質汚濁の状況

調査区域における水質測定地点の位置は、図 3.2-19 に示すとおり、河川では入江橋（入江川）、海域では横浜港内（東京湾 6）です。各測定地点の測定結果は、表 3.2-30(1)～(2)に示すとおりです。

有機性汚濁の指標である入江橋における BOD、横浜港における COD についてみると、いずれも過去 5 年間の水質測定結果は、環境基準に適合しています。

富栄養化の原因物質とされる横浜港内における全窒素及び全リンについてみると、いずれも過去 5 年間の水質測定結果は、環境基準に適合しています。

表 3.2-30(1) 公共用水域水質測定結果（河川）

項目	地点	入江橋（入江川）					環境基準
	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	(B類型)
水素イオン濃度 指数(pH)	年間 平均値	7.7	7.6	7.6	7.7	7.6	6.5以上 8.5以下
	m/n	0/24	0/24	0/24	0/20	0/24	
生物化学的酸素 要求量(BOD) ²¹ mg/L	75%値	1.9	1.8	2.1	2.4	1.6	3mg/L以下
	環境基準 適合状況	○	○	○	○	○	
浮遊物質(SS) ²² mg/L	年間 平均値	8	2	2	3	2	25mg/L以下
	m/n	0/24	0/24	0/24	0/20	0/24	
溶存酸素量(DO) ²³ mg/L	年間 平均値	5.8	5.6	5.8	5.8	5.8	5mg/L以上
	m/n	5/24	10/24	7/24	6/20	7/24	
大腸菌群数 MPN/100mL	年間 平均値	2.5E+04	1.1E+04	1.7E+04	2.5E+04	1.4E+04	5,000MPN /100mL以下
	m/n	-/12	-/12	-/12	-/10	-/12	

注1) pH、SS、DO、大腸菌群数は年間平均値を示しました。n：調査検体数、m：基準値等を超えた検体数

注2) BODは、75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準に適合していると評価するため、年間75%値を示しました。○は環境基準に適合していることを示します。

注3) 入江橋の類型は従来「E類型」でしたが、平成12年度から「B類型」に変更されました。

そのため大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しないとされています。

注4) 大腸菌群数の指数表示：(例) $1.9E+05 = 1.9 \times 10^5$

資料：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成22年度」(横浜市環境創造局、平成24年3月)
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成23年度」(横浜市環境創造局、平成25年5月)
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成24年度」(横浜市環境創造局、平成26年3月)
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成25年度」(横浜市環境創造局、平成26年11月)
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成26年度」(横浜市環境創造局、平成28年1月)

²¹ 生物化学的酸素要求量(BOD)：採水した水を20℃・5日間暗所で培養したときに、水中の有機物が微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量(溶存酸素量)のことで、河川における有機物による水質汚濁の指標となっています。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示します。

²² 浮遊物質(SS)：水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の物質の量。値が大きいほど、水の透明度などの外観が悪化するほか、魚のえら呼吸や水中植物の光合成に影響することもあります。

²³ 溶存酸素量(DO)：水中に溶け込んでいる酸素(O₂)の量。数値が大きいほど良好な水質となります。

表 3.2-30(2) 公共用水域水質測定結果（海域）

項目	地点	横浜港内(東京湾6)					環境基準
	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	(C類型/IV)
水素イオン濃度 指数(pH)	年間 平均値	8.2	8.3	8.2	8.3	8.3	7.0以上 8.3以下
	m/n	2/12	6/12	3/12	3/12	5/12	
化学的酸素 要求量(COD) ²⁴ mg/L	75%値	3.6	3.7	3.2	3.7	4.2	8mg/L以下
	環境基準 適合状況	○	○	○	○	○	
溶存酸素量(DO) mg/L	年間 平均値	8.3	8.6	8.0	8.3	8.5	2mg/L以上
	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	
全窒素(T-N) ²⁵ mg/L	年間 平均値	0.86	0.93	0.93	0.73	0.82	1mg/L以下
	環境基準 適合状況	○	○	○	○	○	
全磷(T-P) ²⁶ mg/L	年間 平均値	0.072	0.067	0.079	0.058	0.082	0.09mg/L以下
	環境基準 適合状況	○	○	○	○	○	

注1) 海域の環境基準はC類型、全窒素、全磷はIVの値です。

注2) pH、DO、全窒素、全磷は年間平均値を示しました。n：調査検体数、m：基準値等を超えた検体数

注3) CODは年間75%値を記載しました。CODは、75%値が環境基準以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。○は環境基準に適合していることを示します。

注4) 全窒素及び全磷は上層の水質結果を示します。全窒素及び全磷については、上層の水質で年間平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。○は環境基準に適合していることを、×は環境基準に不適合であることを示します。

資料：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成22年度」（横浜市環境創造局、平成24年3月）
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成23年度」（横浜市環境創造局、平成25年5月）
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成24年度」（横浜市環境創造局、平成26年3月）
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成25年度」（横浜市環境創造局、平成26年11月）
「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書 平成26年度」（横浜市環境創造局、平成28年1月）

²⁴ 化学的酸素要求量(COD)：海水などに含まれる有機物が酸化剤によって一定の条件のもとで酸化されるときに消費される酸素の量。海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標のほか、工場排水の汚濁の指標としても用いられています。CODの数値が大きい場合は、水中に存在する有機物の量が多いことを意味し、有機物による水質汚濁の程度が大きいこととなります。

²⁵ 全窒素(T-N)：水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の総量のことをいいます。窒素(N)は、磷(P)と並んで動植物の生育にとって必須の元素です。このため、肥料や排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に大量に流入すると、「富栄養化」の原因となります。

²⁶ 全磷(T-P)：水中に存在するリン酸イオン、ポリリン酸類、動物質あるいは植物質としての有機化合物など各種の形態の磷化合物の総量のことをいいます。全磷は、無機性磷と有機性磷に分類されます。磷(P)は、窒素(N)と並んで動植物の生育にとって必須の元素です。このため、肥料や排水などに含まれる磷が海域や湖沼に大量に流入すると、「富栄養化」の原因となります。

河川及び海域のダイオキシン類濃度の測定結果は、表 3.2-31(1)～(2)に示すとおりです。

各測定年度における、入江橋（入江川）及び横浜港内（東京湾 6）のダイオキシン類は、水質及び底質とも環境基準に適合しています。

表 3.2-31(1) 河川のダイオキシン類濃度

年度	調査地点	水質			底質		
		調査結果	環境基準	環境基準適合状況	調査結果	環境基準	環境基準適合状況
		pg-TEQ/L		○：適合 ×：不適合	pg-TEQ/g		○：適合 ×：不適合
平成20年度	入江橋(入江川)	0.080	1pg-TEQ/L以下	○	4.6	150pg-TEQ/g以下	○
平成21年度		0.15		○	14.0		○
平成23年度		0.077		○	19.0		○
平成25年度		0.094		○	6.7		○
平成27年度		0.11		○	23		○

注) 平成21年度からは、河川及び海域の調査は、1年おきに交互の測定となりました。

資料：「河川及び地下水中のダイオキシン類濃度の測定結果」

(横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)

表 3.2-31(2) 海域のダイオキシン類濃度

年度	調査地点	水質			底質		
		調査結果	環境基準	環境基準適合状況	調査結果	環境基準	環境基準適合状況
		pg-TEQ/L		○：適合 ×：不適合	pg-TEQ/g		○：適合 ×：不適合
平成20年度	横浜港内(東京湾6)	0.10	1pg-TEQ/L以下	○	33	150pg-TEQ/g以下	○
平成22年度		0.072		○	28		○
平成24年度		0.076		○	27		○
平成26年度		0.071		○	24		○

注) 平成21年度からは、河川及び海域の調査は、1年おきに交互の測定となりました。

資料：「海域及び地下水中のダイオキシン類濃度の測定結果」

(横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)

4) 道路交通騒音の状況

横浜市では、道路交通騒音の定点調査が行われています。調査区域における平成 25 年度の道路交通騒音測定地点は図 3.2-20 に、各地点の測定結果は表 3.2-32 に示すとおりです。

騒音レベルは、国道 15 号（神奈川区新町）では夜間に騒音に係る環境基準を上回っていますが、県道東京丸子横浜（神奈川区白幡東町）では昼夜間ともに環境基準に適合しています。

表 3.2-32 道路交通騒音の状況（平成 25 年度）

No.	道路名	測定場所	地域の 類型	用途 地域	特例 適用	騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		環境基準 (dB)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道15号	神奈川区新町	C	商業	○	68	66	70以下	65以下
2	県道東京丸子横浜	神奈川区白幡東町	A	1中高	○	65	62		

注1) 特例適用：「幹線交通を担う道路」に近接する空間については、特例として通常の「道路に面する地域」における環境基準とは別の環境基準が設定されていることを示します。

注2) 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～翌日の6:00

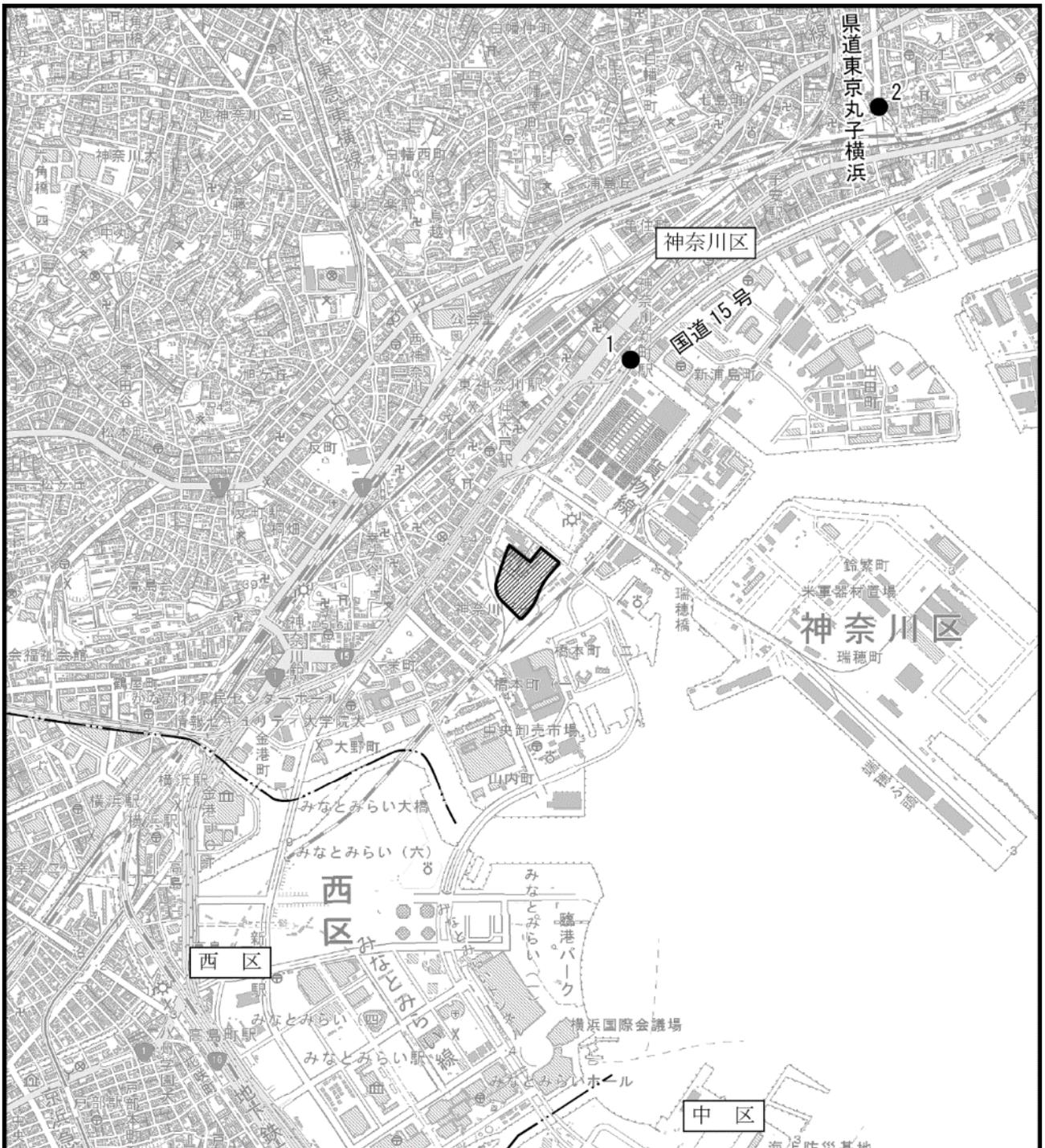
注3) 用途地域の「商業」は「商業地域」、「1中高」は「第1種中高層住居専用地域」を示します。

注4) 表中のNo. は図 3.2-20に対応します。

資料：「道路交通騒音レベルの測定結果」（横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧）

5) 道路交通振動の状況

調査区域において、道路交通振動の定点調査は行われていません。



県道東京丸子横浜

神奈川区

国道15号

神奈川区

西区

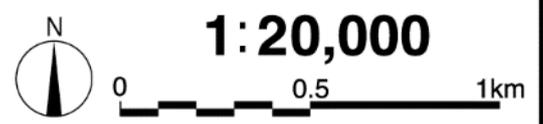
中区

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 界
-  : 道路交通騒音測定地点

図 3.2-20 騒音測定地点位置図

資料：「道路交通騒音レベルの測定結果」
 (横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧)



6) 土壌汚染の状況

調査区域における、平成 25 年 6 月現在の「土壌汚染対策法」に基づき指定された汚染された土地の区域は、表 3.2-33 及び図 3.2-21 に示すとおりです。

調査区域においては、形質変更時要届出区域が 4 箇所あります。

対象事業実施区域の一部は現在水域となっているほか、駐車場、自動車整備や運輸関連の事業所等の施設が立地していますが、いずれも土壌汚染を生じさせる要因となる利用はありません。

なお、今後、本事業に先立つ土地区画整理事業において、「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく手続等が行われます。

表 3.2-33 形質変更時要届出区域²⁷

No.	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	措置	備考
1	指-34	西区みなとみらい三丁目5番1の一部	2126.2	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明	立入禁止	
2	指-46	神奈川区六角橋五丁目539の一部	118.85	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	あり		H24/4/5: 要措置区域の解除
3	指-64	西区高島一丁目2番52の一部	約19	ふっ素及びその化合物	なし		
4	指-84	西区みなとみらい四丁目4-11の一部	26	ふっ素及びその化合物	なし		

注) 表中のNo. は図 3.2-21に対応します。

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域指定について」
（横浜市環境創造局ホームページ、平成28年4月閲覧）

また、対象事業実施区域周辺の土壌中のダイオキシン類の調査結果は、表 3.2-34 に示すとおりです。平成 24 年度における土壌中のダイオキシン類は、環境基準に適合しています。

表 3.2-34 土壌中のダイオキシン類調査結果（平成 24 年度）

所在地	調査地点	調査結果	環境基準	環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合
		pg-TEQ/g		
浦島小学校	神奈川区浦島丘16	0.022	1000	○

注) 横浜市では土壌中のダイオキシン類について、市全域を10地区に区分し、各地区より1地点を選定し調査をしています。そのため、平成25～27年度における対象事業実施区域周辺の調査地点はありません。

資料：「土壌中のダイオキシン類調査結果」
（横浜市環境監視センターホームページ、平成28年4月閲覧）

²⁷ 形質変更時要届出区域：敷地内に土壌汚染はあるものの、人への摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます。ただし、汚染土壌の飛散等により新たな環境リスクを発生させないように、この土地を適切に管理していくことが必要となるほか、掘削工事等を行う場合は、市長へ事前の届出が必要となります。

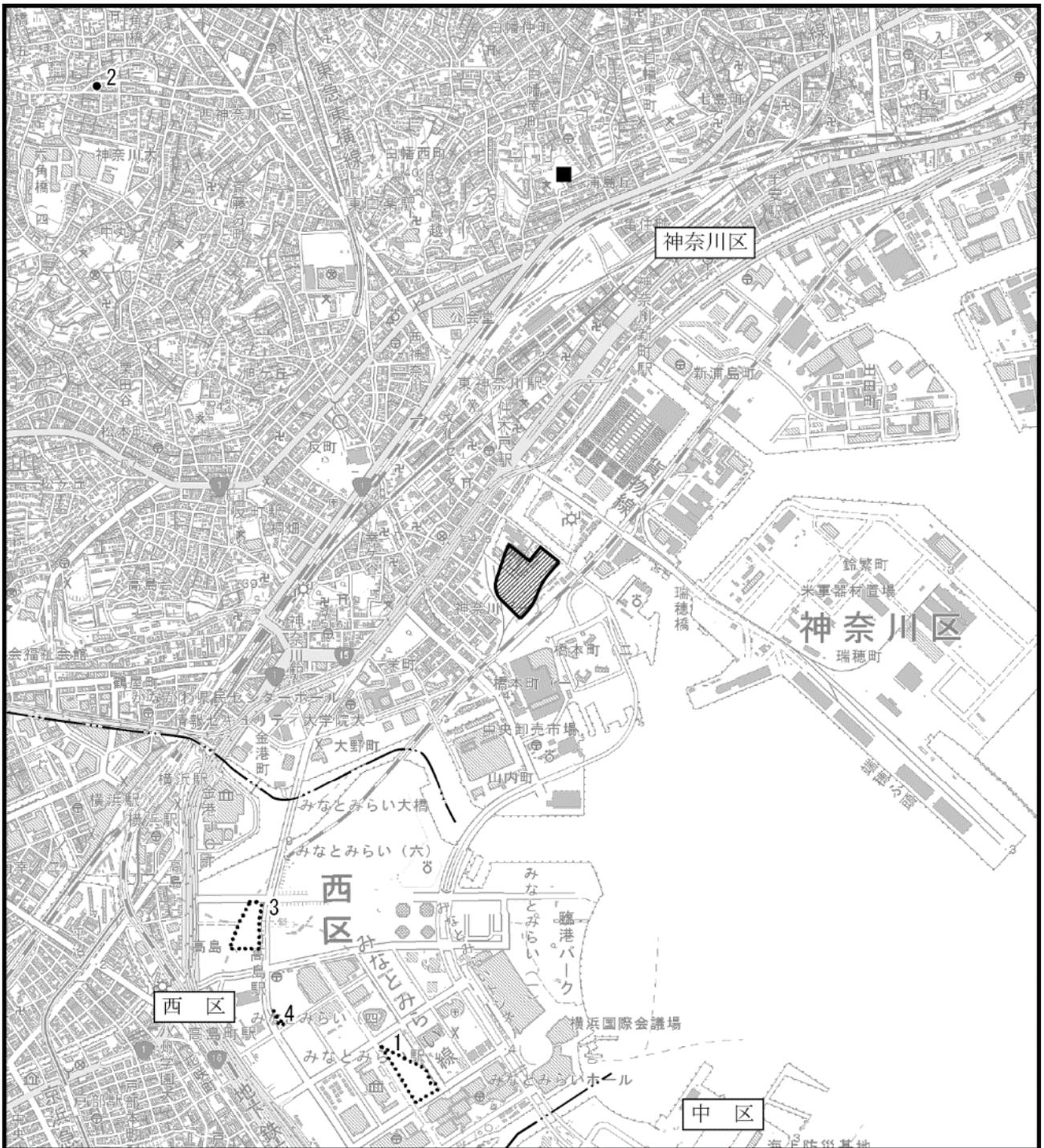
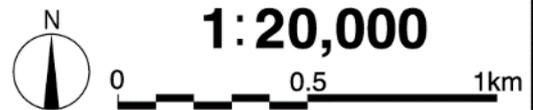


図 3.2-21 土壌汚染の状況

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 界
-  : 形質変更時要届出区域を含む敷地
-  : 土壌中のダイオキシン類調査地点



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域指定について」
 (横浜市環境創造局ホームページ、平成28年4月閲覧)

7) 悪臭の状況

対象事業実施区域の一部は現在水域となっているほか、駐車場、自動車整備や運輸関連の事業所等の施設が立地していますが、著しい悪臭を発生させる施設はありません。また、対象事業実施区域の北西側から南西側は住宅地となっており、対象事業実施区域の近傍に悪臭を発生させる施設はありません。

8) 地盤沈下の状況

調査対象地域における地盤沈下の状況は、表 3.2-35 に示すとおりです。

平成 26 年度の神奈川区及び西区における沈下点数は計 28 地点で、最大変動量は神奈川区では神奈川二丁目の-5.9mm、西区では高島二丁目の-1.1mm ですが、いずれも調査区域内ではありません。

表 3.2-35 地盤沈下の状況（平成 26 年度）

行政区分	観測 点数	成果 点数	沈下 点数	沈下量(mm)				最大変動量	
				10未満	10～19	20～29	30以上	(mm)	町名
横浜市	333	332	283	283	—	—	—	- 8.5	新横浜一丁目
神奈川区	27	27	25	25	—	—	—	- 5.9	神奈川二丁目
西区	7	7	3	3	—	—	—	- 1.1	高島二丁目

注) 観測基準：平成25年1月1日

資料：「平成26年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局、平成27年8月）

横浜市では、地下水採取に起因する地盤沈下を防止するため、地下水採取規制を、市全域を対象に実施しています。また、対象事業実施区域は、地盤沈下の防止、沈静化のために、工業用水法による地下水採取規制が行われています。

調査対象地域における市条例対象事業所数及び年間地下水揚水量は、表 3.2-36 に示すとおりです。

表 3.2-36 市条例対象事業所数及び年間地下水揚水量（平成 26 年度）

行政区分	事業所数 (箇所)	井戸本数 (本)	揚水量 (m ³)
横浜市	115	165	2,834,786
神奈川区	4	6	66,164
西区	1	1	2,532

注) 農業用井戸を除く

資料：「平成26年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局、平成27年8月）